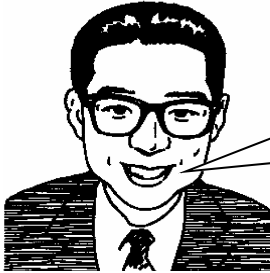


青税会員限定！

全国青年税理士連盟 会長 城田英昭  
(レポーター) 法対策部長 植木心一

# 日税連理事会レポート 3



皆さん、こんにちは。法対策部長の植木心一です。

第2回理事会は審議事項なし・報告事項のみでした。  
しかし議場は熱く、議論が続きました。

## ハイライト

- ☆ アウトソーシングの明日は、どっちだ？！
- ☆ 風前のともし火か？電子申告は、書面添付の二の前か？まずいカレーライスなのか？
- ☆ 給与関係税法に、モノ申す
- ☆ 強制入会は昭和31年より  
税理士界は、金5円也！！

## 第2回理事会

- ◆ 審議事項 なし
- ◆ 報告事項
  1. ○○税理士会綱紀規則の全部変更及び○○税理士会綱紀規則に関する運用指針について
  2. 電子申告利用促進のための具体策について
  3. アウトソーシング方式による委託事業への基本的な対応の有り方について
  4. 税理士職業賠償責任保険事故防止のための自己診断チェックリスト作成について
  5. その他

報告事項1.【税理士会綱紀規則等】に関しては、字句に関する質問ぐらいでしたが、次の【電子申告】から、質問と要望が相次ぎました。

まず、電子申告普及のための施策として、日税連がどのように提案ができるのかが議論されました。

## 電子申告、誰がやる？

**小林専務理事の説明：**『税務代理権限証書』を提出することを条件に、納税者の電子署名を省略する、とした。

その場合には、納税者の『署名押印』は、『記名押印』

添付書類をスキャンしたデータをオンライン送信する場合には、税理士法33条の2の書面添付を前提条件とする。あるいは、添付書類を税理士事務所に保管する義務を課す。

**東京地方 吉本理事の質問：**添付書類を税理士が保管するのはおかしい。納税者本人が保管するのが当然でしょう。

**小林専務理事の答弁：**税理士事務所で保管するものとそうでないものを振り分ける作業中である。

**九州北部 江崎理事の質問:**『代理権限証書』の提出は、紙か、データか？

**小林専務理事の答弁:**納税者が署名押印したものをスキャンし、データとして送信する。あるいは、納税者が記名押印したものを紙として郵送する。

**江崎理事:**電子申告を推進するためには、税理士が利用したくなるようなシステムにすべきである。私も電子申告を試してみたが、システム上の問題が多すぎる。例えばエラーメッセージが出た場合に、何がその原因なのかを調べるためにかなりの時間を必要とした。

参考までに、パスポート手続きの電子化では、1件当たりのコストが1千万円以上かかったことから廃止されるようである。電子申告も、このままでは同様の運命になるであろう。「添付書類は税理士事務所に保管する」ような仕組みでは、普及は進まない。添付書類郵送省略の要件として、税理士法33条の2の書面添付を条件とすることも、普及の足かせになる。

税理士会としては、国税庁に対して毅然たる態度で意見していただきたい。「この電子申告のやり方では、絶対に普及しません。韓国の例を参考にしなさい。」と。

**小林専務理事:**現行システムでの電子申告普及率は0・4%である。国税庁の今後のシステム改善予定は、

- 署名は税理士のみとする。
- e-Taxソフトがダウンロードできる。
- 電子申告還付金は、現状の2ヶ月を4週間に短縮する。
- 24時間受付とする。
- 19年分申告について、税務署来署納税者には、その場でIDとパスワードを発行し、電子申告する。
- 税理士事務所来所者も、税務署来署と同様とする。

## 誰がために、アウトソーシングは、アル？

**赤堀税対部長の説明:**税対部でも議論がある。“そもそも論”として、「税務相談をアウトソーシング事業とすることが、そもそも、おかしい」と。国税庁に申し入れする方向で対応する。しかしそれでも、アウトソーシングは、税務援助として、税理士PRのために積極的に対応する。

### 傍聴者

石井 孝雄（神奈川）  
五十棲 裕（近畿）  
植木 心一（近畿）  
川崎 賢二（岐阜）  
西藤 友美子（千葉）  
城田 英昭（神奈川）  
菅原 祥元（東京）  
西川 幸一郎（名古屋）  
半田 茂（神奈川）  
松本 裕政（埼玉）

### 【旅券の電子申請は廃止を・財務省が予算執行のむだ指摘】

財務省は、導入3年で133件しか使われていない旅券（パスポート）の電子申請では「旅券1枚当たり経費は1600万円」と問題視し、廃止を含めた見直しの必要性を訴えた。（日経ネット）

### 江崎理事のたとえ話:

「電子申告は、喩えれば、『まずいカレーライス』。食べようと思えば食べられないことはないが、誰も自ら進んで食べようとはしない。」

### ◇ 日税連の理事会等の予定 ◇

平成18年  
12月21日（木） 第3回理事会  
平成19年  
3月23日（金） 第4回理事会  
6月ごろ 平成19年度第1回理事会

希望者は傍聴可能です。

♥ 私と一緒に、日税連の理事会を傍聴しませんか ♥

## アウトソーシングに民間参入か？

**宮口専務理事の説明:**今朝、国税庁で話し合ったことですが。「競争入札を阻害するのが、税理士法である。」との議論もあるが。今は、税理士業務とそれ以外がワンパッケージになっているから、問題がある。「税理士法が障害になっている」のではなく、税理士業務をするために税理士法がある。平成20年分申告を目標に、税理士業務と開場設営運営を分けてアウトソーシングするように対応をお願いし、その方向で検討されている。おそらく、税理士業務はパッケージからはずれて、税理士会に直接来る方向になる。

**近畿 大谷理事の質問:**本当に、税理士業務がアウトソーシング事業からはずれるならば良いが、万が一を思い、質問する。

まず、報告事項3. の2（日税連等が入札する場合における検討について）のような重要事項が審議事項になっていない理由は何か？今回、税対部の考えを示しただけで、いずれ理事会の審議事項とされるのか？

次に、前回の理事会で、私の質問「公益法人たる税理士会が収益事業をできるのか？」に対して宮口専務理事と森会長は「できないであろう。」と答弁した。しかし、報告事項3. の2（日税連等が入札する場合における検討について）では、それどころか逆に、「税理士会が入札することは、より望ましい形であるといえる」とまで言い切っている。この文章では、税理士会がアウトソーシングを煽っていることになる。この文言は削除願いたい。

続いて、税務援助と税務支援との位置付けに関して法律上の区別ができていないが、それが日税連という公益法人の設立許可に影響しないのか否か。つまり、執行部としては「入札参加は、民法第71条における公益法人の設立許可の取消事由には当てはまらない」が、今回の見解らしいが、私が確認したところでは法務省の見解は、「設立許可取消事由の除外事例として『公益目標を達成する』とは、まず財源確保を示している。」のであって、今回のアウトソーシング事業はそれには当てはまらないのではないのか？

監督官庁自身が税理士法の税理士業務を理解しているとは思えない。認識無しで「民間に開放」と言っている。日税連においては、「税理士法上の税理士業務を認識するように。」と、対応して欲しい。

もし民間企業が落札した場合を想定すると、それに対して税理士会は税理士派遣を一切拒否できないのか。それでは、無償独占を守るために、税理士の対応はどこまでも際限がなくなる。

大谷吉夫理事は、青税会員です。

大谷理事の質問、というか要望・主張は長かった。また宮口専務の答弁に対しても再質問等々のやり取りが続き・・・。

宮口専務理事：・・・長い質問でした。

の発言とか。

森議長：（再質問の大谷理事に対して）まだ、あるの？

大谷理事：時間があるから、やらして欲しい。

とか。そして、大谷理事の質問に対して最後は、

森議長：要望でいいですね。よく聞きましたので。

とか。

以上のキャストは近畿税理士会です。この日の理事会までの議論が想像できそうです。

### 大阪国税局の『入札説明書』の実施目的

「平成18年分確定申告期に向け、公的年金等受給者に対する確定申告相談会の開催を業務委託することで、当該相談会場の設営や運営・管理に要する税務署の事務負担の軽減を図る。」

アウトソーシングは、納税者のためなのか、税務署のためなのか、税理士のためなのか。  
近い将来、年末調整が無くなって申告者が莫大数になっても、無償独占なのか。

## アウトソーシングの事前相談は、談合か？

**名古屋 高羅理事の質問:**名古屋ではすでに、本来の税理士業務である電話相談センターでの電話相談事業を行っている。これは一般入札事業なので、本来ならば事前に税理士会同士（東海会、名古屋会等）で話し合いをすることは談合に当てはまるのではないか。

**宮口専務理事の答弁:**とにかく、税理士業務に関しては税理士会が受ける方向で話が進んでいる。平成20年分確定申告に関しては、その方向である。名古屋会の現状が談合であるか否か、分からないが、税理士業務に限る部分では談合に当てはまらないのではないか。

**名古屋 高羅理事:**今回の報告事項は、日税連の統一見解とするのであろうと考えるが。しかし、本来は審議事項とすべきものである。

**宮口専務理事:**規則・細則等は、今後、議論して欲しい。しかし、入札はすでに進行している。それに対応しなければならない。

最後には、森議長が次のように発言して議論を終わらせました。

「まだまだ難しい。国税庁のスタンスが定まっていない。その状況でも、もし民間業者が落札した場合を考えなければならぬ。今はこのような対応をするしかない。

歯がゆい思いは、（皆さんと）同じです。」

## 役員給与税法に関する要望書

**宮口専務理事の説明:**『主宰役員・常務に従事』の定義がされておらず、このままでは現場が混乱する。税理士が11%持った場合には、どうなるのかも分からない。

**?理事の質問:**東京商工会議所では、もっと強く、廃止を要望している。税理士会として、これでも良いのか。

**宮口専務理事の答弁:**廃止の方がトーンが高いか否か、疑問。国会審議の結果を尊重しなければならない。これからの適用状況を見ながら対応していく。

法案成立当時、杉田調研部長の説明は次のようなものでした。

「役人から、『中小企業4団体が反対していない法案に、税理士さんらが反対するのですか。』と言われたので、税理士会としては反対できなかった。」

名乗らずに、発言されました。

### いわゆる中小企業4団体

日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会  
全国商店街振興組合連合会

## 強制入会制度に対するスタンス

**東京 富田理事の質問:**規制改革・民間開放推進会議への対応であるが、『強制入会制度は必要であるか?』の問いに対して、各士業の意見の一覧表で、税理士会だけが○印が無かった。日税連としては、強制入会制度を止める考えなのか。

**池田副会長の答弁:**規制改革会議では、強制入会制度に対して「村社会である。まるで中世ヨーロッパのギルド。」と言われた。税理士には義務がある。税務支援などの事業を義務化しており、強制入会制度でなければ、このようなことはできない。5月22日には「税理士会としては、強制入会は必要である。」とした。26日に出したが、おそらく富田理事は25日にご覧になったはず。その後、ちゃんと出しています。

富田光彦理事は、青税会員です。

理事会の後、富田理事と青税傍聴者とで会食しました。

ご自身の質問について富田理事は、「どうやら、事務方の手続きミスがあったようです。期限の22日を過ぎて、26日に提出したようです。

池田さんは、頭が良い。今さら事務方を責めてもしかたない。期限遅れだったことを私に質問させないように、あの答弁で釘を刺された。」

# 日税連理事会レポート 3

日税連のビルの中に図書館があります。会報誌『税理士界』の第1号をみつけました。(昭和27年11月20日号)

税理士会は、金5円也!!

『税理士界』第1号は、定価一部金5円とありました。

今は一部200円です。54年間で、40倍になりました。

## 会報誌『税理士界』の第1号

『権力と強制加入』 荻原孝氏 (編集発行人)

税務代理士会が税理士会になり、強制加入より任意加入の社団法人となったことは、理論的には一つの進歩であることに異論はない。自由職業人としての高い教養と社会的地位より見て、これ等自由職業人が強制加入に依らなければ、その職業団体をつくれまい等ということは誠に情ないことであり、税理士法により任意加入の社団法人となったことは当然でもあり、又誇りとしなければならないところである。私は弁護士会が強制加入であることにうらやましがらるものでなく、税理士会が任意加入の団体でありながらよく結束して、業界の刷新発展に貢献しておることを誇とするものである。

【フリガナ等、原文のママ】

昭和31年の税理士法改正により間接強制入会、昭和55年改正で強制入会、そして今に至っているそうです。

### 『税理士界』第1号の記事の見出し

- ◆ 税理士界の創刊を祝す
- ◆ 源泉徴収を改善 大蔵省・国税局へ申入れ  
旅費の課税は不当 小法人、報酬1万円以下は除外
- ◆ 租税裁判所の設置 『税理士倫理基準私案』
- ◆ 税理士に訴訟代理権 連合会でも検討を始む(ママ)
- ◆ 差別待遇は不可解 公認会計士法の改正問題
- ◆ 国税重要通達
- ◆ 実額調査に就いて 国税庁長官談話を発表
- ◆ 取締資料を完備 偽税理士一掃に協力を
- ◆ 各会の現況 東京・大阪など九税理士会から

会社広告は2社でした。

- ◆ 白桃書房
- ◆ 中央経済社  
月刊 簿記60円

【会計手帳】  
会計士・経理士・税理士・税務官吏 オール経理マンの日常必携  
☆装丁は一優美で  
☆製本は一頑丈で  
☆日記欄は一理想的で  
☆附録は一会計人に日常必要な事項を洩れなく収録!

### 『発行までの経緯』

会員各位の絶大なる御支援に因り、本日、日本税理士会連合会々報発刊の運びとなつ(ママ)たことは、まことに御同慶に存じます。

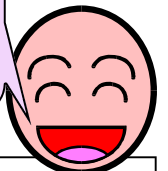
～ 中 略 ～

『税理士界』の将来は出来得れば週報となし、なお進んでは日刊となすの意気を以て努力をなし、毎回五万部位は発行致したいと願い、弘報(ママ)委員一同はりきって、編集に努力致して居ります故、何卒絶大なる御後援下さる様重ねて御願いいたす次第です。

当時の税理士会員数は約5千人だったそうです。

今は6万人を超えましたが、『税理士界』は毎月発行です。

『税理士界』の第1号を、PDFデータでプレゼントします。先着5名様と美人の方々に。  
どうぞ、ふるってご応募下さい。



第3回目の日税連理事会レポート、いかがでしたか。

ご意見等がございましたら、ぜひお知らせください。( zensei@khaki.plala.or.jp )